

休日保育事業 新年度の登録申請について

中野区では、休日に保護者が就労その他、やむを得ない事情で他に保育をする方がいない場合に、保護者に代わって保育園で一時的にお預かりします（休日保育事業）。

対象者は、次の1～3のいずれかに該当する就学前の健康で集団保育が可能なお子様です。

1. 区内に居住し、認可保育園・認証保育所・認定こども園（2号認定、3号認定）・家庭的保育事業・小規模保育事業を利用している生後8か月以上のお子さん。
2. 区外に居住し、区内の認可保育園・認定こども園（2号認定・3号認定）を利用している生後8か月以上のお子さん。
3. 上記1以外で中野区内に居住し、利用日現在、満1歳以上のお子さん。

休日保育をご利用いただくには、年度毎に事前登録が必要です。

令和2年度の登録は、令和3年3月31日で利用期間が終了します。引き続き、令和3年4月以降も事業を利用する場合には、改めて令和3年度の登録が必要です。

令和3年度の登録申請は、下記により行います。

記

1. 受付開始日 令和3年（2021年）3月1日（月）
2. 申請書用紙 中野区公式ホームページから「休日保育」でサイト内検索後、「中野区休日保育事業登録申請書」をダウンロードしてお使いください。
3. 受付方法
 - (1)持参申請 中野区役所3階11番窓口（子ども総合相談窓口）又は、すこやか福祉センター窓口に「中野区休日保育事業登録申請書」持参してください。
 - (2)郵送申請 〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所 保育園・幼稚園課 保育システム係へ特定記録郵便等で「中野区休日保育事業登録申請書」をお送りください。
 - (3)電子申請 中野区公式ホームページから「休日保育」でサイト内検索後、リンク先の「東京共同電子申請・届出サービス」をご利用ください。
4. 留意事項
 - (1)登録申請書の受理後、区は予約時に必要な「登録通知書」を概ね2営業日後に発送します。お手元に届くまでに数日かかりますので、時間に余裕をもって申請してください。
 - (2)3・4月の窓口は混み合います。時間に余裕をもってご来庁ください。
 - (3)登録申請をしても、事前面接の結果や利用定員等の理由で、当事業をご利用いただけない場合があります。あらかじめご承知おきください。

問い合わせ：中野区役所 保育園・幼稚園課 保育システム係 TEL03-3228-3259